

「役員状況」 第3表付表1 記載要領

- 「役員の内訳」欄の「職名」には「理事」又は「監事」を記載します。
「続柄等」には「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループを記載します。
- 「就任等の状況」の「㉔」から「㉑」及び「申請時」の各欄は期間中に1日でも役員であった時期に「○」を付します。
なお、当該「㉔」から「㉑」については、認定基準等チェック表（第3表）のイに記載する各期間（「㉔」から「㉑」）を示したものです。
- この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 特定の法人の役員又は使用人
 - ② ①に掲げる者と役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。
なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。
 - 直接に保有する関係
一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
 - 間接に保有する関係
一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

記載要領の補足

- 記載要領の5の「特定の法人」との関係について、一の者が法人の発行済株式等の50%以上を保有する場合における当該一の者と当該法人との関係をいい、これを直接支配関係といいます。次の2つの例の場合、一の者（法人）は他の法人Bの50%以上の株式を保有していることになります。

